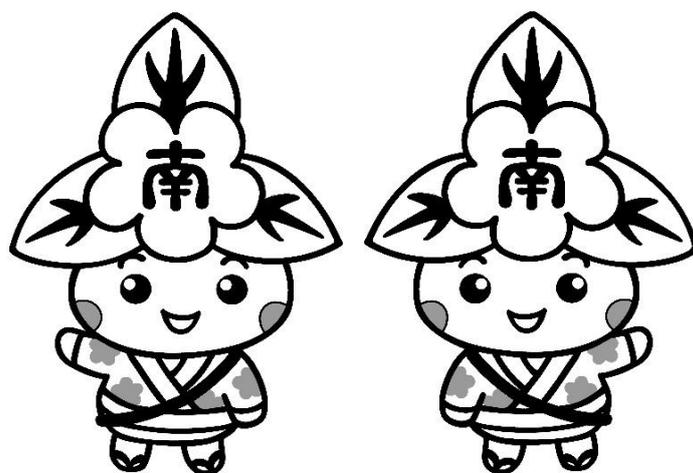


# 南小学校いじめ防止基本方針

～明日の未来を担うこどもたちのために～



所沢市立南小学校

令和2年3月

## 「いじめ防止基本方針」といじめ防止等の対策のための組織について

### 『いじめ防止対策推進法』(平成25年法律第71号)

- (1) 学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。(第13条)
  - (2) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。(第22条)
  - (3) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
    - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供するものとする。(第28条)

### 所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命にかかわる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けた取組の実施が急務です。

そこで、所沢市では、所沢市教育委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

### いじめの定義について(『いじめ防止対策推進法』第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの理解について

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉鎖性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

## 1 南小学校の「いじめ防止基本方針」について

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童に関係する問題であるという認識に立つ。そこで、南小学校の児童が安心して学校生活を送れるように、南小学校の全教職員で児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいく。

教職員と児童・児童間の信頼関係を土台として、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めていく。

そして、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりしてどのような改善を行うか、どのような取組を行うかを定期的に検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続していく。

なお、本南小学校いじめ防止基本方針は、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 いじめ防止等のための組織について

	定例会議	緊急時会議	
会議	校内委員会（月1回）	ケース会議	全体会議
内容	いじめ防止	いじめ解消	重大事案発生時または発生の恐れがある場合の緊急対応
複数の教職員	○	○	○（全職員）
心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者	×	×	○
その他の関係者	○	○	○

- 「複数の教職員」とは、生徒指導委員会（校長、教頭、教務主任、養護教諭、各学年代表、教務部担当）
- 「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」とは、教育相談担当指導主事、教育委員会学校心理士、所沢警察署、児童相談所
- 「その他の関係者」とは、関係学年主任、該当児童担任、教務部関係者、必要に応じて、指導主事教育委員会 健やか輝き支援室支援員 他

### （1）定例会議 【いじめ防止対策の推進、情報の収集】

- ・原則月1回の開催（生徒指導委員会）
- ・いじめ等の情報収集を行い、記録し、共有化を図る。
- ・特別の配慮や支援を要とする児童やいじめ等の情報収集を行い、記録し、共有化を図る。
- ・いじめ防止の対策を検討し、実行、検証、修正を行う。

(2) ケース会議 【いじめ解消対策の推進】

- ・必要なとき、随時開催する。
- ・いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。
- ・関係機関との連携を図る。

(3) 全体会議 【重大事態発生時に対する対応】

- ・必要なとき、緊急に招集し開催する。
- ・いじめの情報の迅速な共有、緊急対応を策定する。
- ・関係機関との連携を図る。
- ・マスコミ対応の共有

(4) 関係機関・専門機関との連携

- ・教育委員をはじめ、児童相談所、所沢警察署、子ども相談センター、民生委員等必要に応じて、外部専門家等と連携して対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決を図れるようにする。

### 3 いじめの防止等のための対策について

(1) 「いじめの防止」のための措置

① いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。また、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施することで、集団活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身につける等、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。さらに、児童に対しても、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間して絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。指導に当たっては、幼児期からのいじめの未然防止の観点をふまえ、低学年時より、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するために学級づくりを重視する。児童が安心して学校生活を送ることができるよう以下の点に配慮する。

- ・児童の気持ちを共感的に受け止める。 ・居場所をつくる。 ・見守る。
- ・基準を示す。(規律・礼儀) ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。
- ・児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

#### (イ) 学習指導

- ・「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。
- ・ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努める。
- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる。

#### (ウ) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童について

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### (エ) 配慮が必要な児童について

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

#### ④ 自己有用感や自己肯定感を育む。

学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る事ができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感・自己肯定感を高められるよう努力する。

#### (2) 「いじめ早期発見」のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的な認知に努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。

児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していく。

- ① 定期的な児童へのアンケート調査（南小“心のアンケート”）や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記等の活用などで交友関係や悩みを把握したりする。
- ③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用して、いじめに関する情報について南小学校の教職員全体で共有し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ④ 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。保健室、相談室からの情報や教職員の「報告・連絡・相談」体制を徹底していく。
- ⑤ 学級担任はじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウ

ンセラーといった児童に関わるすべての教職員が、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努められるよう指導力向上を図る。

- ⑥ 学校生活の様子やいじめの実態について、保護者会、学校だより、ホームページ等を通じて情報を発信し、学校と保護者・地域が一体となった、いじめ対応の体制を構築していく。また、学校応援団と連携した児童の見守りを推進していく。
- ⑦ 小中連携の視点も踏まえ、卒業時における的確な情報伝達等、適切な時期にいじめにかかわる情報連携を行っていく。

### (3) 「いじめに対する措置」

#### ① いじめの発見・通報を受けた時の対応

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は1人で抱え込まず、迅速に担当主任、教頭、校長に報告・連絡・相談を行う。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会、関係機関に相談・報告するとともに、被害加害児童の保護者に連絡を取る。

#### ② いじめられた児童又は保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。また、児童の個人情報の取扱い等プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守る。事実を伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部の関係者の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ③ いじめた児童への指導又は、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、警察経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることもある。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

#### ⑤ ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める措置を講じる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、南小学校において、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求めていく。「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めていく。加害児童が明らかな場合は、その保護者に対して、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明する。そして、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての指導を行う。必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得るように努める。

#### ⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月の期間）

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく。

また、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないよう、中学校への引継ぎを確実にを行う。

#### ⑦ 「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応

いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ報告を行う。行わない場合、法の規定に違反し得ることを理解する。

#### 4 重大事態への対処について

##### 〈重大事態の発生と調査〉

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

##### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

##### (1) 重大事態の意味について

① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などのケース

② 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず教育委員会に報告・相談し学校の判断により、迅速に調査に着手する。

##### (2) 重大事態への対応

① 教育委員会による指導及び支援に基づき重大事態への対処と同種の事態の発生防止に資する。

② いじめに対する措置については、「いじめ防止等のための対策について」に準じる。

③ 報道機関への対応については、教育委員会からの指導・支援に基づき、慎重に行う。窓口一本化などの対応方針について教職員全員の共通理解を図り、適切に対応する。

④ 重大事態が発生した場合に、学校全体の児童や保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。学校では児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めていく。